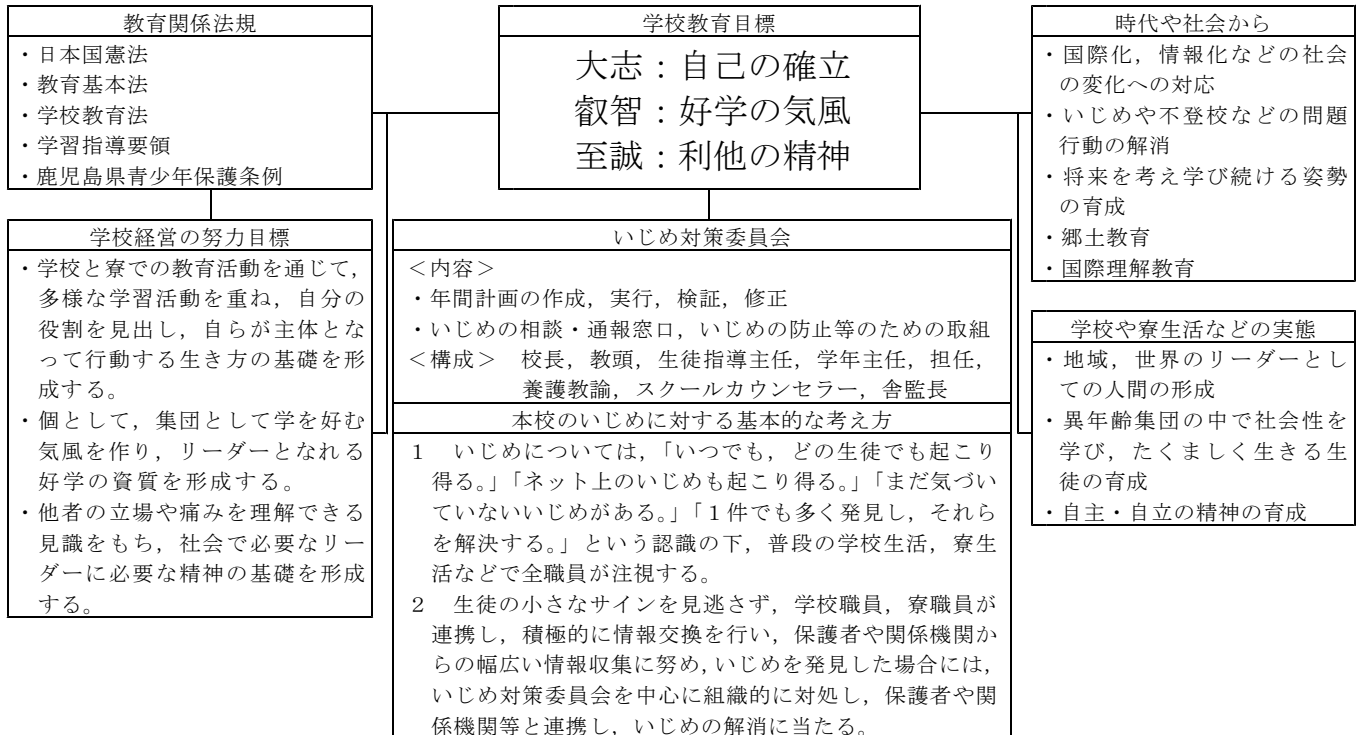


令和7年度学校いじめ防止基本方針

鹿児島県立楠隼中学校



いじめの問題への対応体制の確立（学校の取組）		
未然防止のための取組	早期発見	早期対応
1 教職員の取組 - いじめを生まない環境づくりと生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行う。（「いじめ問題を考える週間」の活用） - いじめ問題を自分のこととして捉え，考え，議論するなど実践的な取組を充実させる。（道徳科，特別活動，体験活動など） - 職員研修等で教職員の人権感覚・人権意識を高める。 「いじめ対策必携」等の活用を図る。 - 学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策委員会，学校いじめの防止等のための取組について生徒及び保護者，寮スタッフ等に周知し，いじめの未然防止のための啓発に取り組む。 2 寮スタッフの取組 - 職員研修等で職員の人権感覚・人権意識を高める。 - 学校いじめ防止基本方針に基づき，寮内におけるいじめの未然防止を図る。	1 教職員の取組 - 記名・無記名アンケートや教育相談の実施，楠隼ダイアリーの活用，生徒や保護者による情報提供など，生徒の状況を把握する機会を定期的に設ける。 - 教育相談体制の確立を図る。 - 職員間の情報交換を絶やさず，連携を密にする。 - いじめの防止等のための取組等について，生徒及び保護者，寮スタッフに周知し，いじめの早期発見について保護者等と連携して取り組む。 2 寮スタッフの取組 - 寮内を巡視し，異状がないか常に気を配る。 - 生徒の声にカウンセリングマインドをもって傾聴する。 - 学校いじめ防止基本方針に基づき，学校等と連携して，いじめの早期発見に努める。	1 教職員の取組 - 被害生徒の保護・支援を最優先し，傷ついた心のケアを行う。 - 被害生徒のニーズを確認し，安全な場所の確保や全体への指導などを行う。 「いじめ対策委員会」を開き，被害生徒及び加害生徒に対する適切なケアや指導等を行う。 - いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援し，生徒の心のケアに当たる。 - スクールカウンセラー・関係機関等との連携を図り，生徒の指導・支援や保護者対応等において積極的な活用を図る。 2 寮スタッフの取組 - いじめを発見したら，直ちに被害生徒を守り，加害生徒に適切に対処するとともに，いじめ対策委員会に報告し，学校及び保護者等と連携して対処する。 - 学校及び保護者等と連携し，いじめの解消に向けた取組を行う。また，いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援し，生徒の心のケアに当たるとともに再発防止に努める。

外部関係機関との連携
○ 県教委：事案に係る指導主事等の招請及び助言，スクールカウンセラーの派遣依頼，研修等への講師依頼等 ○ 関係機関等：肝付警察署，大隅児童相談所，県教育委員会，県総合教育センター教育相談課等

- (1) いじめを把握したら、被害者保護を最優先する。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、生徒の心情を理解し、傷ついた心のケアを行う。
- (2) いじめの実態を把握するため、被害者・加害者・傍観者（見て何もしない）・観衆（見て囃し立てる）に、担任、学年職員、養護教諭、寮監、舎監、ケアサポーターなどが事実確認を行う。
- (3) 事実確認後、「いじめ対策委員会」を開き、対応方針等を検討する。その後、全職員で情報共有を行う。
- (4) 対応方針決定後は、被害、加害両方の保護者へ連絡（又は訪問）し、事実関係や学校の対応方針等を説明する。また、必要に応じて（特に被害生徒及び保護者の意向を踏まえて）、クラス・学年全体の保護者へ連絡し、事実関係や学校の対応方針等を説明するとともに、このようなことは許されることなく、協力していじめをなくしていくことを共有する。
- (5) いじめられた生徒に対する心のケアをどのように行うのか、「いじめ対策委員会」で検討し、必要に応じて関係機関と連携する。（スクールカウンセラーの緊急派遣、スクールサポーターや警察との連携等）
- (6) いじめは人間として絶対に許されない行為であることを加害生徒だけではなく、観衆・傍観している生徒にも再度指導し、いじめはしてはいけないことを理解させ、学校全体で再発防止に取り組む。併せて、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行う。
- (7) いじめの実態調査の結果、重大事態（生徒・保護者から申立てがあったときを含む）の発生を認知した場合、直ちに県教育委員会に報告する。その後の調査の主体は県教育委員会が判断する。いじめの重大事態とは、次の2つを指す。
 - ① いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ② いじめにより相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- (8) いじめは単に謝罪をもって安易に解消と判断しない。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月の期間継続していること）
被害生徒及び加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒本人及び保護者に対し、面談等により継続的に確認する。
学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守り続けていく。